

# 第2次十和田市行政改革大綱

平成 22 年 3 月

十 和 田 市

# 目 次

## 第1 行政改革の基本方針

1 行政改革の必要性	1
2 行政改革の視点	1
3 行政改革の推進期間	1
4 実施計画	2
5 行政改革の推進に当たって	2

## 第2 行政改革の取組方策

1 簡素で効果・効率的な行政経営の実現	
(1) 事務事業の見直し	2
(2) アウトソーシングの推進	2
(3) 定員管理及び給与等の適正化	3
(4) 人材育成等の推進	3
(5) 自主性・自立性の高い財政運営の確保	3
2 市民の力を活かす行政の実現	
(1) 市民との協働による行政経営の推進	4
(2) 市民団体等の自立支援	4
3 資産を有効に活用する行政の実現	
(1) 資産活用を総合的に進めるための体制整備	4
(2) 施設マネジメントの実現	4
用語説明	5

## **第1 行政改革の基本方針**

### **1 行政改革の必要性**

本市は、これまでも最少の経費で最大の効果をあげるため組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等、様々な行政改革への取り組みを行ってきました。

また、平成 17 年度から平成 21 年度までの行政改革(第 1 次行政改革)では、行政のみならず、市民の意識改革も必要であるとの観点から、市民とともに行政改革に取り組み、概ね計画どおりの成果をあげていますが、本市の財政は依然として厳しい状況にあります。

このため、今後も安定した行政経営を行い、地域社会の健全な発展を目指すためにもこれまで以上に徹底した行政改革を行っていく必要があります。

### **2 行政改革の視点**

これまでの改革は、人員やコストの削減を主眼とした「量の改革」に重点をおいて取り組んできましたが、今回の改革では、こうした量の改革もさることながら、「サービスの向上」や「市民の満足度」といった市民目線に立った改革、いわゆる「質の改革」を加え、次の視点で行政改革に取り組むこととします。

- 簡素で効果・効率的な行政経営の実現
- 市民の力を活かす行政の実現
- 資産を有効に活用する行政の実現

### **3 行政改革の推進期間**

平成 22 年度から平成 26 年度までの5か年とします。

## **4 実施計画**

本大綱に基づく実施計画を策定し、これに基づき具体的に取組を進めます。なお、実施計画は、必要に応じ見直しを行うこととします。

## **5 行政改革の推進に当たって**

本市の行政改革の取組については、市のホームページや広報紙において公表するほか、市民で構成する「十和田市行政改革推進懇談会」の意見を伺うなど、市民や各種団体をはじめとする多様な主体との協働により推進していくこととします。

### **第2 行政改革の取組方策**

#### **1 簡素で効果・効率的な行政経営の実現**

第1次行政改革の取組を継続するとともに、必要な見直しや未実施項目の推進に取り組みます。

##### **(1) 事務事業の見直し**

より少ない経費で最大の効果をあげる観点から、事務事業を点検、評価し、各種業務の見直しによる効果・効率的な行政経営に取り組みます。

また、窓口サービス(※1)をはじめ住民の利便性を高めるため、市民目線に立った行政サービスの質の向上に取り組みます。

##### **(2) アウトソーシングの推進**

「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託や民営化の推進を図ります。

また、公の施設の管理については、更なる指定管理者制度の導入を図ります。なお、限られた行政資源の「選択と集中」(※2)を行うため、民間委託(※3)や民営化(※4)を含め、事務事業のアウトソーシング(※5)を推進するための基本的な指針を策定します。

### (3) 定員管理及び給与等の適正化

事務事業等の見直しにより、組織の合理化と活性化を図り、組織規模と配置職員の適正化に取り組みます。

また、必要に応じて市の給与制度の見直しを行うとともに、時間外勤務の縮減に努めます。

[定員適正化計画]

区 分	計 画 前年度	計画期間の状況(人)						H27. 4.1	期間内 計	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	人 数	削減率	
現 員 (4.1現在)	855	848	849	847	840	821	805	△50	△5.8	
対前年度 増 減 数		△7	1	△2	△7	△19	△16			

### (4) 人材育成等の推進

行政改革がスムーズに推進できるよう職員の徹底した意識改革を促します。

また、十和田市職員人材育成計画に基づき、職員の人事評価システムの本格導入を図るとともに、計画的な研修の実施や自己啓発を促して、職員の資質の向上を図ります。

### (5) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

費用対効果の観点で歳出の削減に取り組みます。

また、歳入については、税収入の確保をはじめ、新たな収入確保に取り組むとともに、受益者負担の適正化に努めます。

財政の健全性を維持・向上するため、基金に依存しない財政運営に努めます。

## 2 市民の力を活かす行政の実現

多様化する行政ニーズに対し、多くの市民が各自の多彩な知恵と創造性を活かして活躍できる環境づくりに努めるとともに、行政サービスを提供するうえでも「市民」の力を発揮しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、市民への積極的な情報公開に努め、行政の透明性の向上と説明責任を徹底し、市民の力を活かした行政経営を推進していきます。

#### **(1) 市民との協働による行政経営の推進**

市民との協働によるまちづくりを進め、市民、行政、民間事業者がそれぞれ連携し、地域の課題の解決等に努めます。

また、事務事業の推進に当たっては、その成果を市民と共に検証し、市民満足度の向上に努めます。

#### **(2) 市民団体等の自立支援**

各種団体が自立し、独自の運営ができるよう、情報提供を行うなど必要な活動支援に努めます。

### **3 資産を有効に活用する行政の実現**

これまでも資産を有効に活用するため、未利用地の売り払いや施設の転用を積極的に進め、その適正な運用に努めてきました。

今後は、資産を総合的に把握し、「行政目的として使用するもの」、「一定の期間を定めて貸し付けを行うもの」、「売り払うもの」等に整理し、更なる利活用を進めることが課題となっています。

#### **(1) 資産活用を総合的に進めるための体制整備**

資産(※6)を有効活用するため、資産の現状を「目的」、「価値」、「保全」、「利用」といった観点で総合的に捉えることのできる体制をつくり、これまでの「管理」から「活用」への強化を図ります。

#### **(2) 施設マネジメントの実現**

施設・設備等の利用状況をはじめ、経営コスト、老朽化の度合い、今後必要とする改修経費、代替施設の有無など総合的な視点から評価・分析し、施設経営の今後の指針を策定します。

(用語説明)

- ※1 窓口サービス:窓口や電話等で、直接、市民と対応する業務のことを言います。
- ※2 限られた行政資源の「選択」と「集中」:市の重要な施策を選択し、その施策に予算と職員を集中させて推進することを言います。
- ※3 民間委託:行政の責任を果たす上で必要な監督権などは市に置き、民間企業や外部の団体等に委託することを言います。
- ※4 民営化:民間がサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の移譲や事務事業を廃止することで、民間が業務執行の実施主体となることを言います。
- ※5 アウトソーシング:「アウト＝Out」(外部)・「ソーシング＝Sourcing」(資源活用)と訳され、ここでは、行政が事務事業を実施するうえで必要となる資源やサービスを、民間等外部から調達することを言います。
- ※6 資産:ここでは、市が保有する土地、建物を言います。